

3歳児クラス以上をご利用の保護者様

【新型コロナウイルス感染拡大防止期間中に欠席された場合の副食費減額措置について】

日頃より保育園運営にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

3歳児クラス以上をご利用の方が、登園自粛要請期間中において、家庭保育にご協力頂き、欠席された場合の副食費の減額措置について下記の通り対応させていただきますのでよろしくお願い致します。

1 登園自粛要請期間(家庭保育のお願い期間)

令和2年4月20日から令和2年5月31日まで(期間が延長になる場合があります)

2 減額となる金額の還付等の方法

・副食費については諸雑費集金日にお渡しする封筒に、指定の金額を入れ、事務所に納付をお願い致します。

・上記期間において、各月ごとの欠席数を確認後、副食費を再計算し、変更が生じる場合は通知し、事務所に現金で返金し、現額調整させていただきます。なお、その間に退園された場合については、別途返金等のご案内をさせていただきます。

※副食費等の未納がある場合は、先にそちらに充当しますのでご了承下さい。

3 副食費が減額になる場合の計算式

徴収額 = 4,500 円 - (各月ごとの指定期間内における欠席数 × 200 円)

但し、上記計算式で求めた金額が 500 円を下回る場合は 500 円

(※減額の上限は 4,000 円としますので、1ヶ月間全て欠席されても、500 円の負担をお願い致します。)

4 その他

・今後、家庭保育のお願い期間が延長になった場合も同様に、当該月の欠席数を確認後、副食費を再計算し、返金対応とさせていただきます。

ながさわ保育園
園長 中瀬弦偉